

議案第6号 二本松市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

二本松市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

1. 改正理由

二本松市地域公共交通網形成計画の策定、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインの一部改正及び市の組織機構の変更に伴い、所要の改定を行う。

2. 二本松市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(4) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <del>削除</del></p> <p>(6) <del>削除</del></p> <p>(5) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。</p> <p>(6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(4) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>連携計画に基づく事業の実施に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>の策定にかかる協議に関すること。</p> <p>(7) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。</p> <p>(8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。</p>
<p>(会議の運営)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第3項の規定にかかわらず、地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日国自旅第161号）の地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン5.(3)に定める検討プロセスに基づく協議結果は、会議の議決があったものとみなす。</u></p> <p>6 会議は原則として公開する。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(会議の運営)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>5 会議は原則として公開する。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

<p>(事務局)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事務局は、二本松市総務部<u>秘書政策課</u>に置く。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事務局は、二本松市総務部<u>企画財政課</u>に置く。</p> <p>3 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和元年6月28日から施行する。</u></p>	<p><b>【新設】</b></p>

令和元年6月28日提出

二本松市地域公共交通活性化協議会  
会 長 三 保 恵 一